

(別紙)

漁業法第31条の規定による漁獲量等の公表について
(千葉県くろまぐろ(大型魚)定置漁業)

漁業法第31条の規定により、知事管理区分「千葉県くろまぐろ(大型魚)定置漁業*」
の漁獲量等を公表します。

令和7年2月12日

千葉県知事

1 漁獲量等の公表を行う管理区分

知事管理区分「千葉県くろまぐろ(大型魚)定置漁業*」

*千葉県資源管理方針八5(2)オに規定する知事管理区分

2 漁獲可能量に対する漁獲量の割合(令和7年1月17日現在)

約94パーセント (A/B)

※漁獲量(A): 4.5トン (概数)

漁獲可能量(B): 4.8トン

(令和6年4月1日から令和7年3月31日までの期間)